

令和4年第6回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年6月20日 午後1時30分から
- 2 場 所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	慶徳 幸一郎	主任主査	入江 俊一郎	主任主事	渡部 恭平

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第6回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員12番・渡邊 直也委員、農業委員13番・吉田 武幸 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤直意 委員</p>	<p>始めに、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第18号1番について、推進委員5番 佐藤直意より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、6月19日午前10時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第18号2番について、推進委員2番 島影盛継より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、6月11日午後5時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員11番) 吉田和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第18号3番について、農業委員11番 吉田和明より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件については、市街化区域内の農地について、認定就農者に対する賃借権の設定を許可しようとするものです。調査月日は、6月18日午後1時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ご</p>

<p>会 長</p>	<p>とに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 18 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 川南地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員</p>	<p>農業委員 6 番 星富士雄より、議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての 1 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、農産物直売所を整備するものであります。 農地区分については、第 1 種農地の「農産物直売所」に該当し、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、6 月 16 日午前 9 時 25 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであります。 本件については、農振法は手続き済み、都市計画法は許可不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 19 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長 農地部会長</p>	<p>次に、議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>	<p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>農業委員 9 番 小檜山祐一より、議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、鉄塔周辺を工事用地として、一時転用するものです。 農地区分については、申請事業が「仮設工作物の設置, その他の一時的な利用</p>

<p>会 長</p>	<p>に供するために行うもの」に該当するため、第1種農地の「一時転用事業」と見られ、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、6月16日午前10時30分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>吉田 武幸 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第20号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第21号の審議に移る訳ですが、私に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席の許可を願います。 以降の進行は、渡部会長職務代理者をお願いします。</p> <p>永井会長 退席</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>議長を交代いたしました。それでは、議案第21号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>所有権移転についてお願いします。 地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤直意 委員</p>	<p>推進委員5番 佐藤直意より議案第21号 所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき6月19日午前9時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>湊地区担当委員より1番から7番について説明願います。</p>
<p>(農業委員9番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>農業委員9番 小檜山祐一より議案第21号 利用権設定の1番から7番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1番から4番の案件につきましては、認定就農者に対する利用権設定で、5番から7番の案件につきましては、崎川地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、6月15日午後5時より地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>川南地区担当委員より8番から11番について説明願います。</p>
<p>(農業委員2番) 多田善信 委員</p>	<p>農業委員2番 多田善信より議案第21号 利用権設定の8番から11番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 8番の案件については、農家間における利用権設定で、9番から11番の案件については新規就農者に対する利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、調査チェック表に基づき、6月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (推進委員14番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より12番から13番について説明願います。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>推進委員14番 星俊典より議案第21号 利用権設定の12番から13番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、調査チェック表に基づき、6月16日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>それではお諮りします。議案第21号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>よって、議案第21号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>ここで議長を交代いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>永井会長 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>議長を交代いたしました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第22号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局・事務局長(提案理由を事務局長から説明)</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第22号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と定められております。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和4年6月6日付け4農政第272号で会津若松市長より意見を求められておりますので、「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」をご審議いただくものであります。</p>
<p>事務局</p>	<p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>農政部・農政課(詳細を農政部農政課が説明)</p>
<p>会 長</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第22号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>6月総会の案件は、西田面地区、一般地区になります。</p>

農政部農政課	<p>10 ページをご覧ください。西田面地区になります。 西田面地区では、水田で、水稲、大豆、そばのブロックローテーションを行っており、西田面地区農用地利用改善組合におきまして、1年ごとに農用地の利用調整を行い、農用地利用配分計画(案)を作成いたしました。</p> <p>23 ページをご覧ください。一般地区案件になります。</p> <p>1 番及び2 番については、堂島地区の農地について親から子に営農を継承する農用地配分計画 (案) になります。</p> <p>2 番及び3 番については、南四合地区の農地について親から子に営農を継承する農用地配分計画 (案) になります。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。議案第 22 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について を 原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 22 号 は原案のとおり決せられました。</p>
会 長	<p>次に報告に移ります。 報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、 及び報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 13 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 6 番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第 14 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告いたします。 届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これについては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、全てに対し</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 隣接する土地との境界を明確にしてください。 ② 施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。 ③ 必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。 ④ 敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。 <p>との意見が付されているのに加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 番には、 <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 隣接地を含めた土地利用が 1,000㎡以上となる場合で、建築物を目的とする造成を行う場合は開発管理課開発グループと協議してください。 ・ 3 番には <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 法定外水路を含めた一体的土地利用面積が 1,000㎡以上となる場合は、 <p>開発許可が必要となるため開発管理課と協議してください。</p>

<p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第15号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらについては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1番には、 届出地において、建築物の建築を目的として区画形質の変更を行う場合は、都市計画法第29条の規定に基づく開発許可が必要になります。 ・ 2番、3番には、 <ul style="list-style-type: none"> ① 隣接する土地との境界を明確にしてください。 ② 施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。 ③ 必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。 ④ 敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。 <p>との意見が付されております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午後2時 閉会を宣言する。)</p>
-----------------------	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年6月20日

会津若松市農業委員会 会長

1 2 番農業委員

1 3 番農業委員